

●香川県告示第225号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

昭和56年香川県告示第389号（海岸保全区域及び海岸管理者の指定）で指定した房前地区海岸の海岸保全区域は、廃止する。

平成30年8月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海岸保全区域
讃岐阿波沿岸	房前漁港	房前漁港海岸	<p>1 指定場所 高松市牟礼町原字井手東地先</p> <p>2 指定区域 基点1から基点10までを順次に結んだ線、基点10と補助点5とを結んだ線、補助点5から補助点1までを順次に結んだ線及び補助点1と基点1とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。） 基準点 四等三角点 牟礼港（葉15） （北緯34度20分37.4225秒、東経134度09分23.9589秒） 基点1 基準点から167度41分、1,074.8メートルの地点 基点2 基点1から123度56分、18.9メートルの地点 基点3 基点2から212度14分、54.0メートルの地点 基点4 基点3から191度19分、31.2メートルの地点 基点5 基点4から155度41分、114.3メートルの地点 基点6 基点5から245度48分、14.1メートルの地点 基点7 基点6から155度46分、38.7メートルの地点 基点8 基点7から259度26分、59.8メートルの地点 基点9 基点8から152度56分、17.6メートルの地点 基点10 基点9から94度35分、52.3メートルの地点 補助点1 基点1から33度56分、50.0メートルの地点 補助点2 基点2から78度05分、69.7メートルの地点 補助点3 基点4から80度50分、51.8メートルの地点 補助点4 基点7から69度47分、64.3メートルの地点 補助点5 基点10から76度53分、50.0メートルの地点</p>